

上山市議会会議録

第 5 2 3 回定例会

予算特別委員会

(令和 4 年 6 月 1 3 日)

令和4年6月13日（月曜日）

本日の会議に付した事件

議第30号 令和4年度上山市一般会計補正予算（第3号）

出席委員氏名

出席委員（15人）

長	澤	長右衛門	委員	石	山	正	明	委員
佐	藤	光 義	委員	守	岡		等	委員
高	橋	要 市	委員	棚	井	裕	一	委員
谷	江	正 照	委員	尾	形	み	ち子	委員
川	口		豊	中	川	と	み子	委員
神	保	光 一	委員	枝	松	直	樹	委員
川	崎	朋 巳	委員	高	橋	義	明	委員
大	沢	芳 朋	委員					

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

横	戸	長兵衛	市 長	山	本	幸	靖	副 市 長
尾	形	俊 幸	庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局 長	富	士	英	樹	市政戦略課長
鈴	木	英 夫	財政課長	前	田	豊 孝		税務課長
佐	藤		穀	鈴	木	直 美		健康推進課長
鏡		裕 一	福祉課長	大	澤	泰 雄		子ども子育て課長
佐	藤	和 明	商工課副主幹	安	田	紀 之		観光・ブランド 推進 課 長
漆	山		農林夢づくり課長 (併)農業委員会 事務局 長	横	戸	利 平		建設課長
須	貝	信 亮	上下水道課長	武	田		浩	会計管理者 (兼)会計課長

黒田彰久	消防長	横戸隆	教育委員会長
土屋光博	教育委員会長 管理課	塚原洋樹	教育委員会長 学校教育課
高橋秀典	教育委員会長 生涯学習課	舟越信弘	教育委員会長 スポーツ振興課
大和啓	監査委員	鈴木淳子	監査委員 事務局

事務局職員出席者

金沢直之	事務局長	鈴木淳一	副主幹
伊藤寛人	主査	齋藤理恵	主任

午前10時00分 開会

開議

○中川とみ子委員長 出席委員は定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

予定された当予算特別委員会の日程は、本日1日でありますので、各委員の御協力をお願いいたします。

今期定例会において当予算特別委員会に付託されました案件は、補正予算1件であります。

これより直ちに審査に入ります。

議第30号 令和4年度上山市一般会計補正予算（第3号）

○中川とみ子委員長 議第30号令和4年度上

山市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

〔鈴木英夫財政課長 登壇〕

○鈴木英夫財政課長 命によりまして、議第30号令和4年度上山市一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

令和4年度上山市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,650万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168億4,150万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、「第1表 歳入歳出予算補正」の説明

でございますが、重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

3款民生費2項3目児童福祉施設費は99万1,000円を追加し、補正後の額を1,283万8,000円とするものでありますが、保育園整備事業費で、みなみ保育園の自動火災報知設備について、設置後40年が経過し、交換部品の在庫がなく、故障時の対応が困難になることから、更新するものであります。

なお、この経費に関しましては、令和3年度予算に計上し、年度内に完了する予定で契約を締結し発注しておりましたが、3月中旬に製造受注メーカーから月末までの受信機の納品が困難であるとの連絡を受け、契約を解除したもので、このたび改めて補正予算に計上するものであります。

3項1目生活保護総務費は160万円を追加し、補正後の額を4,755万6,000円とするものでありますが、生活困窮者自立支援費で、国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を受け、緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯等が対象となる新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限が令和4年6月末から8月末までに延長されたほか、求職活動要件が緩和されたことから、今後、申請数の増加が見込まれることから、当初予算で措置した9世帯分に加え、6世帯分の扶助費を増額し、ほか事務費を措置するものであります。

6款農林水産業費1項1目農業委員会費は34万9,000円を追加し、補正後の額を3,985万2,000円とするものでありますが、委員会運営費で、国の令和3年度補正予算を受

け、農地利用最適化推進委員等が現地調査などを行う際の負担軽減を図るため、タブレット5台の備品購入費のほか、通信運搬費等を措置するものであります。

3目農業振興費は1,284万円を追加し、補正後の額を1億2,944万1,000円とするものでありますが、ブランド化推進事業費で、県の「魅力（かち）ある園芸やまがた所得向上支援事業費補助金」に協調して2つの補助事業を行うものであります。

1つは、イチゴなどの園芸用ハウス等の整備計画がある2件の事業者に対し、補助率、県3分の1、市6分の1、合わせて2分の1の補助金1,120万8,000円を計上し、2つは、トイレ・更衣室等、被雇用者の労働環境改善のための設備導入計画がある事業者に対し、補助率、県3分の1、市6分の1、合わせて2分の1の補助金163万2,000円を計上するものであります。

10款教育費6項2目体育振興費は72万円を追加し、補正後の額を3,372万8,000円とするものでありますが、スポーツ振興事業費で、「巡回ラジオ体操・みんなの体操会」の開催打診を受け、クアオルト事業の15周年を記念して実施することとしたものであり、記念品としての報償費、会場警備やピアノ運搬業務の委託料などを措置するものであります。実施日は8月28日、会場は市民総合運動広場、主催は、株式会社かんぼ生命保険、NHK、NPO法人全国ラジオ体操連盟で、上山市及び上山市教育委員会が共催するものであります。

以上で歳出の説明を終わります。歳入の説明を申し上げます。

前に戻りまして、8ページ、9ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項2目民生費国庫補助金は160万円を追加し、補正後の額を1億4,034万3,000円とするものでありますが、生活困窮者自立支援金に対する新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を増額計上するものであります。

16款県支出金2項4目農林水産業費県補助金は882万3,000円を追加し、補正後の額を1億3,988万3,000円とするものでありますが、園芸用ハウス等の新設に対する魅力（かち）ある園芸やまがた所得向上支援事業費補助金、タブレットの購入費等に対する農地利用最適化交付金、農地集積・集約化等対策地方公共団体事業費補助金を計上するものであります。

20款繰越金1項1目繰越金は607万7,000円を追加し、補正後の額を2億4,608万2,000円とするものでありますが、前年度繰越金を増額計上するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○中川とみ子委員長 質疑は、歳入歳出を区分して行います。

初めに、歳出からの質疑とし、3款民生費、6款農林水産業費についての質疑、発言を許します。守岡等委員。

○守岡 等委員 生活困窮者自立支援費についてお尋ねします。

この事業、当初9世帯で、新たに6世帯を対象にするものですが、これまでの実績がどれぐらいなのかというのが1つと、あと厚労省のほうでは、社会福祉協議会からいろいろな情報を得て、この制度を案内したり、プッシュ型で申請書を送付することも可能だというような見解を示していますけれども、この制度を利

用している人がもし少なければ、本市としてそういった対象者に案内するということは考えていますか。

○中川とみ子委員長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 こちらの事業ですが、令和3年の8月から実施している事業でありまして、令和3年度の実績は4世帯でありました。

現在利用されている世帯は5世帯で、これから申請の延長、求職要件の緩和等を勘案して、合わせて15世帯の申請を見込んでいるものです。

市からの申請の案内ですが、県社協のほうから申請候補世帯の情報が来まして、令和3年の8月から47世帯について、申請書、申請の仕方の説明書きを送付しまして、申請を促す案内をしているところであります。

○中川とみ子委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 そうすると、対象者としてはかなりいるというような印象を受けましたけれども、この対象者の中で、これまでの貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯も対象にするというような厚労省の説明がありまして、住民税非課税世帯は償還免除されるということなんですけれども、それ以外のこれまでの特例貸付の返済が終わっていない世帯についても対象になるというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○中川とみ子委員長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 これまでの貸付の返済の行為については、申請の要件にしております。

○中川とみ子委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 それで、実際に本市の対象となる方、世帯の月額収入基準はどれぐらいが目安なのかとお聞きしたいんですけれども、国のほうでは、この市町村民税均等割非課税額の1

2分の1と生活保護の住宅扶助基準額の月額合算額を超えていないことという基準なんですけれども、ちょっとあまりぴんとこなくて、本市の目安としてはどれぐらいになるんでしょうか。

○中川とみ子委員長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 上山市の住民税の非課税相当の月額として、単身世帯で11万3,000円以内、月の収入が11万3,000円以内、2人世帯で15万7,000円以内、3人世帯で18万6,000円以内、4人世帯で22万1,000円以内ということになっております。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 今の件なんです、緊急小口資金、これたしか20万円だったですかね。それを借りて、それに対象外の人がこれの対象だと。この支援費、扶助費の内容について、どの程度の支給をするのかということをやっとまずお聞かせください。

○中川とみ子委員長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 緊急小口資金等の対象外というよりも、それを利用して、緊急小口資金は1回限り、総合支援資金が3か月という期限があるので、それが終了した世帯に対して、生活保護に至る前の支援として、支給額として、単身世帯で月6万円、2人世帯で8万円、3人世帯は月10万円を3か月間支給するというところで、その間に生活を再建していただきたいという国の考えの制度です。

○中川とみ子委員長 枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 分かりました。

単身世帯だと、6万円掛ける3か月で18万円を支給、給付、同じでしょうけれども、それでもし生活が立て直せなかったら、それは生活保護ということになるんでしょうが、その立て

直ったか、立て直し切れていなかったか、これの判断については誰がどのように行うんですか。

○中川とみ子委員長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 毎月支給をする前に、先ほど求職要件ということで要件があるということで説明が財政課長からありましたけれども、月1回、どのような求職活動をしているか、収入がどのくらいか、福祉課のほうに報告書を頂いております。3か月を過ぎても収入が満たない、就職がうまくいかない方については、生活保護の制度について説明をしております。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、10款教育費についての質疑、発言を許します。石山正明委員。

○石山正明委員 クアオルトの15周年を記念してということでラジオ体操するということでございますが、このラジオ体操するということについての、1つは周知方法について、どのような方法を取られるのか。もう1点は、映像を撮られる予定があるのかどうか、お聞きいたします。

○中川とみ子委員長 スポーツ振興課長。

○舟越信弘スポーツ振興課長 周知方法につきましては、一般市民につきましては、まず市報、それからホームページ、LINEで周知いたします。そのほかに、小学生・中学生につきましては、学校にお願いするとか、あとは子ども会への依頼も考えております。また、スポーツ関係団体については、スポーツ協会、スポーツ少年団にスポーツ協会を通じて加盟団体のほうに周知を図ります。あと、クアオルトの関連で健

康ポイントの登録者、あとは健康講座の参加者等につきまして周知を図ることにしております。

また、映像関係でございますが、こちらとしては、今のところ市の公式ホームページとか、ユーチューブチャンネルとか、あとは市報、スポーツ協会の広報紙等で後ほど周知、周知というか、考えておりますけれども、この映像につきましては、主催者でありますNHKのほうの許可が必要になりますので、使用目的などを伝えながら、協議して進めていきたいと考えております。

○中川とみ子委員長 石山正明委員。

○石山正明委員 何回も出ましたけれども、クアオルト15周年ということでございますので、例えば参加者にクアオルトのシャツを着て参加していただいて、あるいは上山市のマスコットでありますカセ坊をちょっと出して、それを映像に撮って、それを先ほどNHKとの協議があるということでございますけれども、NHKとの協議を進めていただいて、市のほうの例えばオウンドメディアで、今度出るわけですが、オウンドメディアでこういうのがありましたよとか、あるいは市のホームページでこういうのがありましたよとか、映像で紹介できるような形で、お借りするというような形でぜひ進めていただきたいと思いますので、これは要望でございます。よろしくお願いします。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で歳出についての質疑を打ち切ります。

次に、歳入についての質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で議第30号議案に対する質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第30号令和4年度上山市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第30号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会

○中川とみ子委員長 以上で当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員長報告の取りまとめは正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告の取りまとめは正副委員長に一任することに決しました。

以上で予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時19分 閉 会